

目次

四国運輸局編

《法令の改正》

◎車 両 法：令和元年5月24日

法律第14号まで

◎施行規則：令和5年9月1日

国土交通省令第66号まで

◎点検基準：令和5年10月20日

国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和6年2月1日

第55次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	10
3 自動車の保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	18
5 自動車の検査制度	22
6 整備工場の認証制度	35
7 指定制度（工場関係）	50
8 指定制度（検査員関係）	61
9 指定制度（保安基準適合証関係）	64
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	86

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	94
2 自動車の装置一般	103
3 自動車の車体関係	111
4 自動車の室内関係	120
5 自動車の騒音・排ガス関係	133
6 自動車の灯火関係	136
7 警音器・後写鏡・速度計 他	158
8 テスタ等による機能維持確認	169

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	187
2 過去問題と解説	189

第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回問題	226
2 令和5年度 第2回問題	239
3 令和4年度 第1回問題	252
4 令和4年度 第2回問題	264
5 令和3年度 第1回問題	277
6 令和3年度 第2回問題	288

第5章 暗記ノート

1 車両法	299
2 保安基準	310
■ 巻末資料	323

本書の使い方

本書は、四国運輸局において令和元年度から令和5年度までに行われた5年間（合計10回分）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

- 第1章 車両法（10区分）
- 第2章 保安基準（8区分）
- 第3章 計算問題（4年：8回分）
- 第4章 年度別試験問題（3年：6回分）
- 第5章 暗記ノート（車両法・保安基準）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R5.1]であれば、令和5年度第1回の試験問題であることを示します。[R5.1/R1.1]の場合は、令和5年度第1回と令和元年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和6年2月16日時点の法令を基準としています。

[R5.1編]など「編」と記載のあるものは、類似問題を編集部でまとめたことを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を取り上げています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、令和5年度から過去3年（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、四国運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和6年版」や「自動車検査ハンドブック ワイド令和6年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和6年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和6年6月 編集担当：浅見／安藤

法令改正について：基本的に令和6年2月16日時点での法令に対応しています。

従って、2月17日以降の法令改正については、御注意下さい。

訂正について：本書に訂正が生じた場合、弊社ホームページに訂正内容を掲載しています。

お手数ですがそちらをご確認下さい。



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの
訂正ページ⇒該当する局の訂正を確認



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの案内
ページ⇒該当する局を選ぶ⇒訂正を確認

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人 自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
保適の有効期間と 自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と 自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適再交付の取扱い	保安基準適合証等の再交付の取扱いについて
校正の取扱い	自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の 取扱いについて（通達）
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて （依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱（一般社団法人 日本自動車機械工具協会）
光吸収係数の 測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値 記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に 係る取扱いについて

最近の主な改正概要 (令和5年3月～令和6年2月)

◆点検基準◆

1. 定期点検項目「点火時期」及び「ディストリビュータキャップの状態」取扱い変更〔令和5年7月1日以降〕
別表第3、4、5及び6における点検項目「点火時期」及び「ディストリビュータキャップの状態」は削除されていないが、その取扱いについて、二輪自動車の別表（第5の2及び第7）を除き、「ディストリビュータを有する自動車に限る」と注釈が加えられた。
2. OBDを活用した点検方法の導入〔令和5年7月1日以降〕
近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正が行われた。具体的には、次の定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等が認められることとなった。
3. 高圧ガスの燃料装置に係る点検項目の追加〔令和5年12月21日以降〕
高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置等について、点検項目が追加された。

◆審査事務規程◆

◆第49次改正〔令和5年3月31日施行〕

1. 走行用前照灯の灯光色基準強化
従来、平成17年12月31日以前に製作された自動車について、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。」と規定されていたが、「走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯するすれ違い用前照灯を含む全てが同一であること。」とアンダーライン箇所の文言が追加された。
2. 前部霧灯の灯光色基準明確化
従来、「前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一であること。」と規定されていたが、「前部霧灯は、白色又は淡黄色であり、同時に点灯する全てが同一であること。」とアンダーライン箇所の文言が追加された。
3. 大型貨物自動車の側方に備える方向指示器の要件緩和
大型貨物自動車等には、両側面の前部に1個ずつ方向指示器を備えるほか、両側面の中央部に1個ずつ又は両側面に3個ずつ方向指示器を備えること、とされている。
※アンダーラインの規定が適用されるのは、新型車については平成29年11月18日以降の製作車となる。
改正により、両側面の前部に備えるものを除き、両側面に3個ずつ備える独立した方向指示器に代えて、方向指示器と同時に点滅する側方灯を両側面にそれぞれ3個以上備えていけばよいこととなった。

◆第51次改正〔令和5年9月1日施行〕

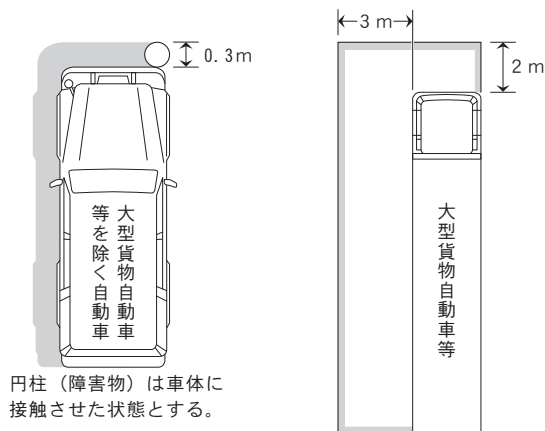
1. OBD検査に係る取扱い等を規定（持ち込み検査時）

令和6年10月1日から開始されるOBD検査関連の規定が新設された。

2. 「直前及び側方の視界」基準改正

※新型車：平成17年1月1日以降、継続生産車：平成19年1月1日以降の製作車に適用

従来、大型貨物自動車等はイラスト右側、その他の自動車についてはイラスト左側の網掛けの範囲内の障害物について目視、直前直左鏡もしくはカメラ等によって確認できるものであることが求められていた。改正により、「定員10人未満の乗用及び総重量3.5トン以下の貨物」「定員10人以上の乗用及び総重量3.5トン超の貨物（大型貨物自動車等を除く）」「大型貨物自動車等」に分け、それぞれ適用される基準を細分化した。



【視界の範囲】

3. 保安基準に適合しない不適切な補修方法の追加

新たに、前照灯の光度や照射光線の向き等の基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているものは保安基準に適合しないとした。

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別	8
4. 自動車の種別の内容	9

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	10
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	12
4. 変更登録	12
5. 自動車登録番号標の取付け・表示の義務	13
6. 車台番号の打刻	15
7. 打刻の塗まつ等の禁止	15

3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	18
2. 日常点検整備	18
3. 定期点検整備	18
4. 点検整備記録簿	20
5. 整備命令	21

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 新規検査	22
3. 自動車検査証の記載事項・記録事項	23
4. 自動車検査証の有効期間	24
5. 自動車検査証の有効期間(起算日)	26
6. 継続検査	28
7. 自動車検査証の備付け等	28
8. 自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査	30
9. 再交付	31
10. 予備検査	32
11. 限定自動車検査証	32
12. 自動車部品を装着した場合の取扱い	33

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	35
2. 特定整備事業の種類(対象とする自動車)	35
3. 認証基準	36
4. 特定整備の定義	40
5. 特定整備事業者の標識	43
6. 電子制御装置整備の外注	43
7. 特定整備事業者の変更届	44
8. 整備主任者	45
9. 特定整備事業者の義務	46
10. 特定整備記録簿	46
11. 事業場の設備の維持等	47
12. 特定整備事業者の遵守事項	47
13. 特定整備事業者の事業の停止等	49

7. 指定制度(工場関係)

1. 指定整備事業の指定	50
--------------	----

2. 対象自動車の指定	51
3. 技術及び管理組織の基準(1)	52
4. 技術及び管理組織の基準(2)	54
5. 作業場及び設備の基準	55
6. 自動車の検査の設備	57
7. 検査設備の共用	58
8. 設備の維持	59
9. 検査用機器の校正	59
10. 検査用機器の校正(不適合時の取扱い)	60

8. 指定制度(検査員関係)

1. 自動車検査員の選任と要件	61
2. 自動車検査員の兼任	62
3. 自動車検査員の研修	62
4. 自動車検査員の解任	63

9. 指定制度(保安基準適合証関係)

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付	64
2. 指定事業者による点検の基準	66
3. 整備作業の一部の委託	67
4. 自動車検査員による証明	67
5. 自動車検査員による証明(同一性の確認・継続検査)	68
6. 自動車検査員による証明(同一性の確認・中古新規検査)	68
7. 自動車検査員による検査	69
8. 自動車検査員の服務	72
9. 自動車検査員の作業区分	73
10. 保安基準適合証の有効期間	74
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い(中古新規検査)	75
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い(継続検査)	76
13. 保安基準適合証の取扱い(記載方法)	76
14. 保安基準適合証の取扱い(走行距離計表示値の記載)	78
15. 適合標章の表示等	78
16. 保安基準適合証の取扱い(適合証綴等の保存)	80
17. 保安基準適合証の取扱い(不正使用の防止等)	80
18. 保安基準適合証の取扱い(再交付)	81
19. 保安基準適合証の取扱い(最終検査申請日)	81
20. 自賠責保険証明書書の備付け	83
21. 自賠責保険の確認と保安基準適合証の交付	84

10. 指定制度(記録簿・罰則・変更届)

1. 指定整備記録簿	86
2. 指定整備記録簿の記載要領(1)	87
3. 指定整備記録簿の記載要領(2)	88
4. 指定整備事業者の罰則の適用	88
5. 保安基準適合証の交付の停止	89
6. 指定事業者の変更届等	90
7. 標識	90
8. 不正使用の禁止	90
9. 不正改造等の禁止	91

5 自動車の検査制度

1 自動車の検査及び自動車検査証

[過去出題例]

- ☑1. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う（①）を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを（②）の用に供してはならない。[R2.2]
- ☑2. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う（①）を受け、（②）自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R1.2/R1.1]
- ☑3. 自動車検査証は、車台番号、（①）の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された（②）とする。[R5.1]

◎正解 1…①検査 / ②運行：2…①検査 / ②有効な：3…①使用者 / ②カード

[関係法令]

◆車両法◆第58条（自動車の検査及び自動車検査証）

1. 自動車（国土交通省令〔施行規則第35条の2〕で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
 ▷次に掲げるものが検査対象外軽自動車。
 ①二輪の軽自動車
 ②カタピラ及びそりを有する軽自動車
 ③二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引される軽自動車
2. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録されたカードとする。

2 新規検査

[過去出題例]

- ☑1. （①）を受けていない第4条に規定する自動車又は次条第1項に規定する車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を（②）して国土交通大臣の行う新規検査を受けなければならない。[R2.1]
- ☑2. 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については（ ）を指定しなければならない。[R4.1]

◎正解 1…①登録 / ②提示：2…車両番号

[関係法令]

◆車両法◆第59条（新規検査）

1. 登録を受けていない第4条に規定する自動車〔登録自動車〕又は次条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という）若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う新規検査を受けなければならない。
2. 新規検査（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車に係るものを除く）の申請は、新規登録の申請と同時にしなければならない。

◆車両法◆第60条（新規検査）

1. 国土交通大臣は、新規検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、自動車検査証を当該自動車の使用者に交付しなければならない。この場合において、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車については車両番号を指定しなければならない。
2. 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車に係る前項の規定による自動車検査証の交付は、当該自動車について新規登録をした後にしなければならない。

◆施行規則◆第36条（新規検査の申請）

3. 一時抹消登録を受けた自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に係る登録識別情報等通知書（登録識別情報その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を記載した書面をいう）を提示しなければならない。

3 自動車検査証の記載事項・記録事項

[過去出題例]

1. 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。[R3.2/R2.2]
- (1) ～ (26) (略)
 - (27) (①) の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が (②) トン以上のものにあつては、(③) の個数及びそれぞれの (③) の容量
 - (28) ～ (29) (略)
2. 自動車検査証に記載すべき事項のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が5トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を記載しなければならない。[R4.1]
3. 自動車検査証に記載すべき事項のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を記載しなければならない。[R3.1/R1.2]
4. 法第58条第2項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。[R5.1]
- (1) 自動車検査証の有効期間の満了する日
 - (2) 使用者の (①)
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び (①) (当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)
 - (4) 使用の (②)
 - (5) 被けん引自動車（前条第1項第14号のイ及びロに掲げるものを除く。）にあつては、けん引自動車の (③) 及び型式
 - (6)、(7) (略)

◎正解 1…①貨物 / ②7 / ③燃料タンク : 2…× (5トン⇒7トン) : 3…○ :
4…①住所 / ②本拠の位置 / ③車名

[関係法令]

◆施行規則◆第35条の3 (自動車検査証の記載事項) ※一部抜粋

1. 法第58条第2項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 自動車登録番号 (検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号)
 - (2) 車両識別符号
 - (3) 自動車検査証の交付年月日
 - (4) 車名及び型式
 - (5) 普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別
 - (6) 長さ、幅及び高さ
 - (7) 車体の形状
 - (8) 原動機の型式
 - (9) 燃料の種類
 - (10) 原動機の総排気量又は定格出力
 - (11) 自家用又は事業用の別
 - (12) 用途
 - (16) 乗車定員又は最大積載量
 - (17) 車両重量及び車両総重量
 - (18) 空車状態における軸重
 - (23) タンク自動車 (爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車をいう) であって爆発性液体又は高圧ガスを運送するものにあつては、積載物品名
 - (27) 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7トン以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

◆施行規則◆第35条の4 (自動車検査証の記録事項) ※一部抜粋

1. 法第五十八条第二項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 自動車検査証の有効期間の満了する日
 - (2) 使用者の住所
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び住所 (当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)
 - (4) 使用の本拠の位置
 - (5) 被牽けん引自動車 (前条第一項第十四号のイ及びロに掲げるものを除く。) にあつては、牽けん引自動車の車名及び型式

4 自動車検査証の有効期間

[過去出題例]

- ☑1. 自動車検査証の有効期間 (初めて自動車検査証を交付する場合を除く。) は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であつて、検査対象軽自動車以外のものにあつては (①) 年、その他の自動車にあつては (②) 年とする。 [R3.1]
- ☑2. 専ら幼児の運送を目的とする自家用小型自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。 [R2.2]

[関係法令]

◆車両法◆第61条（自動車検査証の有効期間）

1. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令〔施行規則第37条〕で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

▷施行規則第37条で定める検査証の有効期間が1年となる自家用自動車は、次に掲げるもの。

- ①乗車定員11人以上の自家用自動車
- ②幼児用自家用自動車
- ③レンタカー

▷乗車定員10人以下の自動車のうち、貨物を除いた大型特殊自動車及び分粒体運搬車等の特種貨物自動車を除いた特種用途自動車で最大積載量のないもの（500kg以下の積載量はないものとして取り扱う）は、自動車検査証の有効期間が2年となる〔実施要領3-4-18〕。

▷乗車定員10人以下の消防車は、最大積載量の有無に係わらず、自動車検査証の有効期間が2年となる〔用途区分通達細部取扱い 別添1 消防車留意事項〕。

2. 次の各号に掲げる自動車について、初めて前条第1項〔新規検査〕又は第71条第4項の規定〔予備検査証の提出〕により自動車検査証を交付する場合には、前項の規定にかかわらず、当該自動車検査証の有効期間は、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。

(1) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8トン未満の貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令〔施行規則第37条〕で定める自家用自動車であるもの…2年

▷初回2年とならない自動車は、次に掲げるもの。

- ①貨物のレンタカー
- ②乗車定員11人以上の自家用自動車
- ③幼児用自家用自動車

(2) 前項の規定により自動車検査証の有効期間を2年とされる自動車のうち自家用乗用自動車（人の運送の用に供する自家用自動車であつて、国土交通省令〔施行規則第37条〕で定めるものを除く）及び二輪の小型自動車であるもの…3年

▷初回3年から除かれる自家用自動車は、次に掲げるもの。

- ①車両総重量8t以上の自家用自動車
- ②乗車定員11人以上の自家用自動車
- ③レンタカー
- ④幼児用自家用自動車
- ⑤自家用三輪自動車
- ⑥特種
- ⑦自家用大型特殊自動車

◆「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて◆

1 用途区分通達4-1-1の自動車（13形状）

車体の形状 消防車の留意事項

- 乗車定員10人以下の場合には、最大積載量の有無に係わらず、自動車検査証の有効期間は2年とする。

第2章 保安基準

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第2章において収録している過去問題については、実施年度に関わらずすべて「令和6年1月1日」を「自動車の製作年月日」として収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

また、一部問題については「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」から出題されているため、小型特殊自動車等の文言が含まれていますが、「審査事務規程」において検査することのない当該自動車については記述がないことを申し添えます。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	94
2. 不適切な補修等	95
3. 長さ、幅及び高さ	97
4. 最低地上高	98
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	99
6. 安定性	101
7. 最小回転半径	102
8. 接地部及び接地圧	102

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	103
2. 速度抑制装置	103
3. 走行装置	104
4. かじ取装置	106
5. 施錠装置	107
6. 制動装置	107
7. 緩衝装置	109
8. 燃料装置	111

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ／エア・スポイラ）	111
2. リヤオーバーハング	114
3. 車体表示	115
4. 巻込防止装置	115
5. 突入防止装置	116
6. 前部潜り込み防止装置	119

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	120
2. 運転者席	121
3. 座席	123
4. 補助座席定員	124
5. 座席ベルト	125
6. 座席ベルト非装着時警報装置	126
7. 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	127
8. 通路	128
9. 乗降口	129
10. 非常口	129
11. 物品積載装置	130
12. 窓ガラス貼付物	131

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	133
2. 排気管	135

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	136
-----------	-----

2. すれ違い用前照灯	136
3. 前部霧灯	138
4. 車幅灯	139
5. 昼間走行灯	140
6. 前部反射器	141
7. 側方灯／側方反射器	142
8. 番号灯	143
9. 尾灯	143
10. 後部霧灯	144
11. 後部反射器	145
12. 大型後部反射器	146
13. 再帰反射材	148
14. 制動灯	148
15. 補助制動灯	149
16. 後退灯	150
17. 方向指示器	151
18. 緊急制動表示灯	154
19. その他の灯火等の制限	154

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	158
2. 非常信号用具	158
3. 停止表示器材	159
4. 車線逸脱警報装置	160
5. 車両接近通報装置	160
6. 後写鏡	160
7. 直前及び側方の視界	162
8. 窓ふき器等	164
9. 速度計等	165
10. 消火器	165
11. 運行記録計	166
12. 緊急自動車	166
13. 道路維持作業用自動車	167
14. 自主防犯活動用自動車	167
15. 乗車定員	168

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態	169
2. 窓ガラスの透過率	169
3. 近接排気騒音の大きさ	170
4. 近接排気騒音の測定方法	172
5. CO・HCの濃度	175
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度	177
7. 光吸収係数の測定方法	178
8. 走行用前照灯の明るさ及び照射方向	180
9. すれ違い用前照灯の明るさ 及び照射方向	181
10. 警音器の音の大きさ	184
11. 速度計の指度の誤差	185

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 「大型貨物自動車等」とは、車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。[R1.2]
- ☑2. 原動機用蓄電池とは、駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流（①）Vを超え、1500V以下又は交流（②）V（実効値）を超え、1000V（実効値）以下のものに限る。[R5.2]
- ☑3. 小人定員とは、（ ）才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R5.2]
- ☑4. 「積車状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態である。[R2.1]

◎正解 1…○：2…①60/②30：3…12：4…×（運転者1名⇒乗車定員の人員）

[関係法令]

◆審査規程◆1-3 用語の定義（抜粋）

用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
お	大型貨物自動車等	車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。
く	空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
け	原動機用蓄電池	駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下のものに限る。
し	<small>しょうにんていじん</small> 小人定員	12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
せ	積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとする。
そ	損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。
ね	燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。

2 不適切な補修等

[過去出題例]

[装置又は部品の補修]

- ☑1. 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）で制動灯が取付けられていたので、保安基準不適合と判断した。[R3.2改/R3.1改]
- ☑2. 粘着テープ類（自動車部品の補修を目的として設計・制作されたものを除く。）で制動灯が脱落しないように止められていたので、保安基準適合と判断した。[R2.2]
- ☑3. 小型乗用自動車の制動灯の灯火器が破損していたが、粘着テープ類（自動車部品の補修を目的として設計・制作されたものを除く。）により補修されていたので保安基準適合と判断した。[R1.1改]

[車体又は装置への表示]

- ☑4. 小型貨物自動車の最大積載量の車体表示が、貼り付けられたガムテープに記入されていたので、不適切な補修等に該当するため保安基準不適合と判断した。[R5.1]
- ☑5. 乗車定員 11 人の専ら幼稚園の幼児の運送を目的とする自動車について、幼児の運送を目的とする自動車である旨の表示がマグネットにより取付けられており、手で容易に取り外すことができるものであったため、保安基準不適合と判断した。[R4.1]

[確認方法]

- ☑6. 灯火器、審査事務規程 7－107（8－107）の直前及び側方の視界に係る鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準不適合と判断する。[R4.2]

◎正解 1…○：2…×：3…×：4…○：5…×：6…○

[関係法令]

◆審査規程◆4－4 不適切な補修等 [要約]

〔保安基準に適合しないもの〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け

- ア. 粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ. 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
- ウ. 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ. フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
- オ. 装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
- カ. 7－41（8－41）〔運転者席〕に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

②装置又は部品の取外し

- ア. 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの
 ▷カバークラス、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
- イ. 不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
- ウ. タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの

③装置又は部品の補修

- ア. 粘着テープ類（*4）、ロープ類又は針金類による補修
- イ. 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ. 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- エ. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの
- オ. 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
- カ. 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
- キ. 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④車体又は装置への表示 ▷最大積載量の表示など

- ア. 貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているもの
 ▷表示を目的として製作されたステッカーを除く。
- イ. 表示された内容が容易に消えるもの
- ウ. マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外することができるもの
 ▷スクールバスの表示を除く（スクールバスの表示はマグネットや吸盤で取付けてもよい）。

- * 1：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。
- * 2：自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。
- * 3：溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。
- * 4：自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。

〔確認方法〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

- 灯火器、7-107（8-107）〔直前及び側方の視界〕の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかめくろうとする等により確認する。
 ▷確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは保安基準に適合しない。

3 長さ、幅及び高さ

[過去出題例]

[基準]

☑1. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）(①) m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、13m）、幅 (②) m、高さ (③) m を超えてはならない。

[R5.2 編 / R5.1 編 / R4.2 / R2.1 / R1.1 改]

☑2. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）(①) m（セミトレーラのうち告示で定めるものにあつては、(②) m）、幅 (③) m、高さ (④) m を超えてはならない。[R3.2/R3.1]

☑3. 自動車の長さ、幅及び高さの審査を行う場合、はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を () した状態とする。

[R5.1/R2.2]

[後写鏡等の突出限度]

☑4. 自動車の側面に備えられた外開き式の窓が、開放した際に自動車の最外側より 300mm 突出していたが保安基準適合と判断した。[R5.2]

☑5. 自動車の屋根に備え付けられた外開き式の窓を開放した状態で測定したところ、その自動車の高さから 300mm の突出であったので保安基準適合と判断した。[R1.2]

◎正解 1…① 12/ ② 2.5/ ③ 3.8 : 2…① 12/ ② 13/ ③ 2.5/ ④ 3.8 : 3…格納 :

4…× (250mm 以上突出してはならない) : 5…× (300mm 以上突出してはならない)

[関係法令]

◆審査規程◆7-2 長さ、幅及び高さ [要約]

[大きさの上限] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

長さ	幅	高さ
12m (告示で定めるセミトレーラは 13m) (*)	2.5m	3.8m

* : セミトレーラの長さは、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離。

* : はしご自動車のはしご、架線修理自動車のやぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態。

[突出限度] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

装置	状態	突出限度
①外開き式の窓	開放状態	最外側から 250mm 未満 (*1)、高さから 300mm 未満
②換気装置		
③後写鏡 (後方等確認装置)	取付状態	最外側から突出量の合計 100mm 以下 (*3)
④直前直左鏡 (その他の装置)		
⑤側面周辺監視装置 (*2)		
⑥周辺監視装置 (⑤以外の自動車)		

* 1 : その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から 250mm を超えない範囲で突出することができる。

* 2 : 側方衝突警報装置を備える自動車の検知センサー及び検知センサー附属品に限る。

* 3 : 側面周辺監視装置の全てを取付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が 2.5m を超えない場合は、適用しない。

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位	187
2. 制動力の判定基準値	188

2. 過去問題と解説

1. 令和5年度 第1回 問題	189
2. 令和5年度 第2回 問題	194
3. 令和4年度 第1回 問題	198
4. 令和4年度 第2回 問題	203
5. 令和3年度 第1回 問題	207
6. 令和3年度 第2回 問題	212
7. 令和2年度 第1回 問題	216
8. 令和2年度 第2回 問題	221

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

4 令和4年度 第2回 問題

◎下記の自動車の保安基準の適合性について、以下の各問いに答えなさい。

また、審査時車両状態でブレーキ・テストを用いて主制動装置及び駐車ブレーキの制動力を計測した結果、(表1)のとおりであった。次の条件において保安基準に照らし、1～5の間に答えなさい。なお、制動力の計算にあたっては、N(ニュートン)又はkgfのどちらの単位を用いてもよいものとする。[改]

- [条件]
- 審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難であった。
 - 制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは、乾いた状態であった。
 - 制動力計測時、自動車の全車輪ともロックしなかった。

(自動車検査証)

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
普通	乗用	自家用	箱型	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
5人	—		1,840kg	2,115kg
	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
車両重量	1,050kg	— kg	— kg	790kg
			型式指定番号	類別区分番号

(表1)

制動力				
主制動装置	前軸	右	3920N	400kgf (kg)
		左	3430N	350kgf (kg)
	後軸	右	1225N	125kgf (kg)
		左	490N	50kgf (kg)
駐車ブレーキ	右	1715N	175kgf (kg)	
	左	1960N	200kgf (kg)	

R4.2

- ☑1. 主制動装置の制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑2. 前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いたN/kg又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。

(計算値をN/kgで求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)

(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑3. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)
(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑4. 後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)
(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

- ☑5. 駐車ブレーキの制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は%のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
(計算値を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)
(計算値を%で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% 適・否

R4.2

解説

【Nを用いた場合】

1. 主制動装置の制動力の総和

- ①制動力の総和は表1より、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{制動力の総和} &= \text{主制動装置 (前軸右+左)} + (\text{後軸右+左}) \\ &= 3920\text{N} + 3430\text{N} + 1225\text{N} + 490\text{N} = 9065\text{N} \end{aligned}$$

- ②審査時車両状態における自動車の重量は検査証及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における自動車の重量} = \text{車両重量} 1840\text{kg} + 55\text{kg} = 1895\text{kg}$$

- ③以上の結果、主制動装置の制動力の総和は次のとおりとなる。

$$1 = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{9065\text{N}}{1895\text{kg}} = 4.783\cdots\text{N/kg}$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「3…」である。これを切り捨てると、答えは「4.78N/kg」となる。

判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「4.90N/kg以上」が適用される。計算値は「4.78N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

2. 前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差

- ①制動力の前輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前輪左右差} = \text{主制動装置 (前軸右-左)} = 3920\text{N} - 3430\text{N} = 490\text{N}$$

- ②審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義(注①)より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量 (前前軸重)} + 55\text{kg} = 1050\text{kg} + 55\text{kg} = 1105\text{kg}$$

③以上の結果、前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$2 = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{490\text{N}}{1105\text{kg}} = 0.443\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はの場合「3…」である。これを切り上げると、答えは「0.45N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.45N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

3. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和

①後軸の制動力の和は表1より、次のとおりである。

$$\text{後軸制動力} = \text{主制動装置（後軸右+左）} = 1225\text{N} + 490\text{N} = 1715\text{N}$$

②審査時車両状態における後軸重は検査証より、790kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和は次のとおりとなる。

$$3 = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における自動車の後軸重}} = \frac{1715\text{N}}{790\text{kg}} = 2.170\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はの場合「0…」である。これを切り捨てると、答えは「2.17N/kg」となる。

判定基準値は「0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.17N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

4. 後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差

①制動力の後輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後輪左右差} = \text{主制動装置（後軸右-左）} = 1225\text{N} - 490\text{N} = 735\text{N}$$

②審査時車両状態における後軸重は、検査証より、790kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$4 = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{735\text{N}}{790\text{kg}} = 0.930\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はの場合「0…」である。これを切り上げると、答えは「0.94N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.94N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

5. 駐車ブレーキの制動力の総和

①駐車ブレーキの総和は表1より、次のとおりである。

$$\text{駐車ブレーキの総和} = \text{駐車ブレーキ（右+左）} = 1715\text{N} + 1960\text{N} = 3675\text{N}$$

②審査時車両状態における自動車の重量は1②より、1895kgである。

③以上の結果、駐車ブレーキの制動力の総和は次のとおりとなる。

$$5 = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{3675\text{N}}{1895\text{kg}} = 1.939\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はの場合「9…」である。これを切り捨てると、答えは「1.93N/kg」となる。

判定基準値は「1.96N/kg以上」であり、計算値は「1.93N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

【kgfを用いた場合】

1. 主制動装置の制動力の総和（割合）

①制動力の総和は表1より、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{制動力の総和} &= \text{主制動装置（前軸右+左）} + \text{（後軸右+左）} \\ &= 400\text{kg} + 350\text{kg} + 125\text{kg} + 50\text{kg} = 925\text{kg} \end{aligned}$$

②審査時車両状態における自動車の重量は検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における自動車の重量} = \text{車両重量 } 1840\text{kg} + 55\text{kg} = 1895\text{kg}$$

③以上の結果、主制動装置の制動力の総和は次のとおりとなる。

$$1 = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{925\text{kg}}{1895\text{kg}} \times 100 = 48.81\cdots\%$$

④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。小数点第2位以下はこの場合「1…」である。これを切り捨てると、答えは「48.8%」となる。

判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「50%以上」が適用される。計算値は「48.8%」であることから、適否の判定は「否」となる。

2. 前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差（割合）

①制動力の前輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前輪左右差} = \text{主制動装置（前軸右-左）} = 400\text{kg} - 350\text{kg} = 50\text{kg}$$

②審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量（前前軸重）} + 55\text{kg} = 1050\text{kg} + 55\text{kg} = 1105\text{kg}$$

③以上の結果、前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$2 = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{50\text{kg}}{1105\text{kg}} \times 100 = 4.52\cdots\%$$

④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。小数点第2位以下はこの場合「2…」である。これを切り上げると、答えは「4.6%」となる。

判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「4.6%」であることから、適否の判定は「適」となる。

3. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和（割合）

①後軸の制動力の和は表1より、次のとおりである。

$$\text{後軸制動力} = \text{主制動装置（後軸右+左）} = 125\text{kg} + 50\text{kg} = 175\text{kg}$$

②審査時車両状態における後軸重は検査証より、790kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和は次のとおりとなる。

$$3 = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における自動車の後軸重}} \times 100 = \frac{175\text{kg}}{790\text{kg}} \times 100 = 22.15\cdots\%$$

④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。小数点第2位以下はこの場合「5…」である。これを切り捨てると、答えは「22.1%」となる。

判定基準値は「10%以上」であり、計算値は「22.1%」であることから、適否の判定は「適」となる。

4. 後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差（割合）

①制動力の後輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後輪左右差} = \text{主制動装置（後軸右-左）} = 125\text{kg} - 50\text{kg} = 75\text{kg}$$

②審査時車両状態における後軸重は、検査証より、790kgである。

第4章 年度別試験問題

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第4章において収録している過去問題については、実施年度に関わらず全て「令和6年1月1日」を「自動車の製作年月日（継続生産車）」として収録しています。

年度別試験問題

1. 令和5年度 第1回問題	226	4. 令和4年度 第2回問題	264
2. 令和5年度 第2回問題	239	5. 令和3年度 第1回問題	277
3. 令和4年度 第1回問題	252	6. 令和3年度 第2回問題	288

1 令和5年度 第1回問題

【1】 次の各々に掲げる事項については、道路運送車両法（以下「法」という。）又は道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を抜粋したものです。（ア）～（ト）にあてはまる適切な字句を選択表から選び、その番号を記入しなさい。（同一の番号を何回使用してもよい。）

1. 【法第1条】（この法律の目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（ア）の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（イ）を増進することを目的とする。

2. 【法第40条】（自動車の構造）

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の（ウ）に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- （1）長さ、幅及び高さ
- （2）最低地上高
- （3）車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- （4）車輪にかかる荷重
- （5）車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- （6）車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- （7）（エ）
- （8）最小回転半径
- （9）接地部及び接地圧

3. 【法第58条第2項】（自動車の検査及び自動車検査証）

自動車検査証は、車台番号、（オ）の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された（カ）とする。

4. 【法第66条】（自動車検査証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより（キ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

5. 【法第67条】（自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査）

自動車の使用者は、自動車検査証記録事項について変更があったときは、その事由があった日から（ク）以内に、当該変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の変更記録を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに変更記録を受けべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

6. 【法第98条第2項】（不正使用等の禁止）

何人も、行使の目的をもって、(ケ)、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章若しくは保安基準適合標章に紛らわしい外観を有する物を製造し、又はこれらの物を使用してはならない。

7. 【施行規則第3条】（特定整備の定義）

法第49条第2項の特定整備とは、第1号から第7号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第8号若しくは第9号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

(1) 原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造

(2) ～ (7) (略)

(8) 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の取り外し、取付位置若しくは(コ)の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は(サ)の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限り、次号に掲げるものを除く。）

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー

ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機

ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

(9) 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に(シ)を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

8. 【施行規則第8条】（封印）

封印の取りつけは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の(ス)の取りつけ箇所に行うものとする。

9. 【施行規則第8条の2】（自動車登録番号標の表示）

法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の(セ)に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、(ソ)又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

10. 【施行規則第35条の4】（自動車検査証の記録事項）

法第58条第2項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 自動車検査証の有効期間の満了する日

(2) 使用者の(タ)

(3) 所有者の氏名又は名称及び(タ)（当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。）

(4) 使用の(チ)

(5) 被けん引自動車（前条第1項第14号のイ及びロに掲げるものを除く。）にあっては、けん引自動車の(ツ)及び型式

(6)、(7) (略)

11. 【施行規則第37条の3】（検査標章）

検査標章は、自動車の(テ)の内側に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は(テ)のない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の(ト)に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

【1】 選択表

1. 左側	2. 技術基準	3. 取付角度	4. 住所
5. 自動車登録番号標	6. 走行装置	7. 適合標章	8. 15日
9. 側面ガラス	10. 整備命令標章	11. 表示	12. 公害
13. カード	14. 30日	15. 本拠の位置	16. 識別
17. 騒音	18. 安全基準	19. 取付方法	20. 左上部
21. 衝突安全性	22. 被けん引自動車	23. 類別区分番号	24. 右上部
25. 危険	26. 最大安定傾斜角度	27. 使用者	28. 電話番号
29. 車名	30. 健康	31. 物	32. 依頼者
33. 制動装置	34. 右側	35. 公共の福祉	36. 影響
37. けん引自動車	38. 保管場所	39. 前面ガラス	40. 検査標章

【2】 次の各々に掲げる事項について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令又は通達等に照らし、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」を記入しなさい。

1. 貨物の運送の用に供する小型自動車で、最大積載量が1tであり、かつ、当該自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「パン」と記載されているものは、有効な保安基準適合証の提出をもって、法第7条（新規登録の申請）に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。
2. 有効な保安基準適合標章を自動車に表示して運行する場合には、自動車損害賠償責任保険証明書を当該自動車に備え付けなくてもよい。
3. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和5年10月20日である自家用普通貨物自動車（離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。）に対し、令和5年9月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和5年9月19日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和6年9月18日である。
4. 自動車特定整備事業者の事業場には、3人以上の特定整備に従事する従業員を有しなければならない。
5. 地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき、9月以内において期間を定めて保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことができる。
6. 整備主任者は、他の事業場の整備主任者となることができない。
7. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の校正に関する記録を2年間保存しなければならない。
8. 令和5年9月1日に検査を行い、令和5年9月2日に保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付した場合、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は令和5年9月14日までとなる。
9. 有効な保安基準適合標章を表示した自動車を運行する場合、自動車検査証を備え付けなくてもよい。
10. 自動車予備検査証の有効期間は、3月である。
11. 継続検査の際、自動車に指定部品が簡易な取付方法により装着されており、当該自動車の高さが自動車検査証に記載された高さと比較して5cm高くなっていたが、当該指定部品が装着された状態で自動車検査員は保安基準適合証に保安基準に適合する旨の証明を行った。

【1】

1. アー12：イー35：車両法1条
2. ウー2：エー26：車両法40条
3. オー27：カー13：車両法58条2項
4. キー40：車両法66条
5. クー8：車両法67条
6. ケー5：車両法98条2項
7. コー3：サー33：シー36：施行規則3条
8. スー1：施行規則8条
9. セー16：ソー22：施行規則8条の2
10. ター4：チー15：ツー29：施行規則35の4
11. テー39：トー20：施行規則37条の3

【2】

1. ○：車両法7条3項3号、施行規則2条の3 2項2号
2. ×（備え付けなくてもよい⇒備え付けなければ、運行の用に供してはならない）：自賠法8条
3. ○：施行規則44条1項
4. ×（3人以上⇒2人以上）：施行規則57条6号
5. ×（9月以内⇒6月以内）：車両法94条の8 1項
6. ○：施行規則62条の2の2 1項7号
7. ×（2年間⇒1年間）：指定規則12条2項
8. ×（有効期間9月14日⇒9月15日）：指定規則9条1項
9. ○：車両法94条の5 11項
10. ○：車両法71条3項
11. ○：自動車部品の取扱い 1（2）①
12. ○：施行規則3条5号、「特定整備の定義」の解釈について I（5）②
13. ○：車両法94条の7
14. ×（最終の検査申請日 令和5年9月13日⇒9月12日）：保適の有効期間と自賠保険の取扱い記1、自賠法9条7項
15. ○：施行規則62条の2の2 1項6号

16. ×（現車作業場で行ってはならない⇒行っても差し支えない）：整備事業の取扱い 別紙3の2 3（1）イ
17. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 3（3）エ
18. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 2（6）
19. ×（12月ごと⇒3月ごと）：車両法48条1項1号
20. ○：施行規則 第20号様式 備考

【3】

1. アー1：イー2：車両法80条1項1号、2号
2. ウー2：車両法94条の6 2項
3. エー1：オー6：指定規則4条
4. カー4：キー5：整備事業の取扱い 別紙3の2 1
5. クー1：整備事業の取扱い 別添3
6. ケー50：コー100：自動車部品の取扱い 記1（3）③

【4】

1. アー34：イー28：車両法78条2項
2. ウー5：エー36：車両法91条2項、3項
3. オー23：カー1：キー21：車両法94条の2 1項
4. クー12：ケー20：車両法94条の4 4項
5. コー31：サー38：車両法94条の5 8項
6. シー9：スー40：車両法94条の6 1項
7. セー3：指定規則7条2項
8. ソー27：ター19：指定規則12条1項
9. チー35：ツー7：整備事業の取扱い 別添3 第4
10. テー11：トー13：整備事業の取扱い 別紙3の2 2（1）

1 車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【①】に関し、【②】についての公証等を行い、並びに【③】及び【④】その他の環境の【⑤】並びに【⑥】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【⑦】の健全な発達に資することにより、【⑧】を増進することを目的とする。

- 1. ①道路運送車両
- ②所有権
- ③安全性の確保
- ④公害の防止
- ⑤保全 ⑥整備
- ⑦整備事業
- ⑧公共の福祉

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【①】、【②】及び【③】をいう。

- 2. ①自動車
- ②原動機付自転車
- ③軽車両

3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で【②】若しくは架線を用いないもの又はこれにより【③】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

- 3. ①原動機
- ②軌条ひん
- ③牽引

(自動車の種別)

4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに【④】の種類及び【⑤】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

- 4. ①軽自動車
- ②大きさ
- ③構造
- ④原動機
- ⑤総排気量

(自動車の種別の内容)

5. 小型自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

- 5. ① 4.70
- ② 1.70
- ③ 2.00

6. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

- 6. ① 3.40
- ② 1.48
- ③ 2.00

(登録の一般的効力)

7. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車【①】に【②】を受けたものでなければ、これを【③】の用に供してはならない。

- 7. ①登録ファイル
- ②登録
- ③運行

(新規登録の申請)

8. 新規登録の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。

- 8. ①自動車予備検査証
- ②完成検査終了証

(1) 第71条第2項の規定による有効な【①】の交付を受けている自動車

..... 【①】

(2) 第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車

..... 同条第4項の規定による【②】

(3) 第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第94条の5第1項の規定による有効な【③】の交付を受けている乗用自動車等(人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう) …… 【③】

(4) 第71条の2第1項の規定による有効な【④】の交付を受けた後に第94条の5の2第1項の規定による有効な【⑤】の交付を受けている自動車 …… 【④】及び【⑤】

- ③保安基準適合証
- ④限定自動車検査証
- ⑤限定保安基準適合証

(自動車登録番号標の封印)

9. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車【①】は、これを取り外してはならない。ただし、【②】のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

- 9. ①登録番号標
- ②整備

10. 封印の取りつけは、自動車の【①】に取りつけた自動車登録番号標の【②】の取りつけ箇所に行うものとする。

- 10. ①後面
- ②左側

(変更登録)

11. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の【①】若しくは【②】若しくは住所又は【③】に変更があったときは、その事由があった日から【④】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

- 11. ①氏名
- ②名称
- ③使用の本拠の位置
- ④15

(自動車登録番号標の表示)

12. 自動車は、第11条第1項の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【①】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車【②】の識別に【③】が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、【④】の用に供してはならない。

- 12. ①被覆
- ②登録番号
- ③支障
- ④運行

13. 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車【①】の【②】に支障が生じないものとして【③】で定める位置とする。ただし、三輪自動車、【④】又は国土交通大臣の指定する【⑤】にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

- 13. ①登録番号
- ②識別
- ③告示
- ④被牽引自動車
- ⑤大型特殊自動車

(打刻の塗まつ等の禁止)

14. 何人も、自動車の【①】又は原動機の【②】の打刻を【③】し、その他【①】又は原動機の【②】の【④】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【⑤】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

- 14. ①車台番号
- ②型式
- ③塗まつ
- ④識別
- ⑤整備

(点検及び整備の義務)

15. 自動車の使用者は、自動車の【①】をし、及び必要に応じ【②】をすることにより、当該自動車を【③】に適合するように【④】しなければならない。

15. ①点検
②整備
③保安基準
④維持

(日常点検整備)

16. 自動車の使用者は、自動車の【①】、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、【②】等により自動車を点検しなければならない。

16. ①走行距離
②目視

(定期点検整備)

17. 次に掲げる自動車の点検期間は、それぞれ【 】内の期間とする。

17. ①3 (月)
②6 (月)
③1 (年)

自動車の種類		定期点検の基準と点検の間隔
①自動車運送事業用(貨物軽自動車運送事業を除く)の自動車	被牽引自動車を除く	別表第3 (【①】月ごと)
②乗車定員11人以上の自家用バス		
③車両総重量8トン以上の自家用自動車	被牽引自動車に限る	別表第4 (【①】月ごと)
④貨物運送用の普通・小型自動車のレンタカー		
⑤幼児専用車及び特種用途の普通・小型自動車のレンタカー		
①車両総重量8トン未満の貨物運送用の自家用普通・小型自動車		別表第5 (【②】月ごと)
②乗車定員10人以下の幼児運送専用の自家用普通・小型自動車		
③車両総重量8トン未満の特種用途の自家用普通・小型自動車		
④車両総重量8トン未満の自家用大型特殊自動車		
⑤乗車定員10人以下の乗用の普通・小型・検査対象軽自動車のレンタカー		
⑥貨物運送用の検査対象軽自動車のレンタカー		
①二輪自動車のレンタカー		別表第5の2 (【②】月ごと)
①自家用乗用自動車		別表第6 (【③】年ごと)
②貨物運送用の自家用検査対象軽自動車		
③特種用途の自家用検査対象軽自動車		
④貨物軽自動車運送事業用検査対象軽自動車		
①小型二輪自動車		別表第7 (【③】年ごと)
②軽二輪自動車		

(点検整備記録簿)

18. 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、点検基準別表第6及び第7の基準が適用される自動車にあっては【①】、その他の自動車にあっては【②】とする。

18. ①2年
②1年

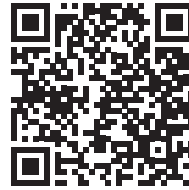
書籍の訂正について

本書の記載内容について正誤が発生した場合は、弊社ホームページに正誤情報を掲載しています。

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書籍に関するお問い合わせ

メール



お問合せフォーム



FAX



03-3837-5740

必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・FAX 番号 (FAX の場合のみ)
- ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。また、回答までにお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

令和6年(2024年)版 四国運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説

- 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野 3-1-8
TEL 03-3837-5745 (販売) / 03-3837-5731 (編集)
- 発行日 令和6年6月
- 定 価 3,300 円 / ▪ 送 料 300 円 (共に税込)